

那須塩原市農業委員会

第18回総会議事録

令和6年12月25日(水)

いきいきふれあいセンター大会議室

1. 開催日時：令和6年12月25日（水）午後1時30分～ 午後2時30分

2. 場 所：いきいきふれあいセンター 大会議室

3. 出席委員：17名

会長	7	加藤 拓央	委員	12	木下 久雄
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	13	神藤 芳定
委員	1	石崎 清	〃	15	辻野 岩男
〃	2	秋元 誠	〃	17	松本 忠太
〃	4	樋江 栄作	〃	18	一戸 養子
〃	5	君島 良一	〃	19	菊地 寿行
〃	6	高瀬 和夫	〃	20	白井 通
〃	9	斎藤 栄			
〃	10	月井 喜美郎			
〃	11	岡本 利江			

4. 欠席委員：菊地 喜芳委員、菊地 瞳委員、室井 孝美委員

5. 議事録署名人の指名：議席番号2番 秋元 誠委員、4番 樋江 栄作委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第5条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 非農地判断願いについて
- 6) 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）
- 7) 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 9) 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市が作成する農地利用集積等促進計画案の協議に対する意見について
- 10) 議案第10号 那須塩原市農作業標準料金について
- 11) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 12) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）

7. 出席農地利用最適化推進委員：10名 君島 勝、後藤 恵子、市川 一男、鈴木 真一、鈴木 守三、
稲澤 武雄、児山 裕司、杉本 広、風田川 芳夫、室井 謙一

8. 事務局職員

事務局長	室井 勉	主査	印東 恵
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	上野 純宏		

9. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第18回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、菊地喜芳委員、菊地瞳委員、室井孝美委員です。 在任委員20名、出席委員17名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することで、ご異議はございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号2番秋元誠委員と議席番号4番樋江栄作委員を指名いたします。
上野農地係長	議案第1号「買受適格証明願いについて（法第5条関係）」を議題といたします。 番号1番について、菊地 瞳委員が欠席のため、事務局の報告を求めます。 議案第1号、番号1番について、菊地瞳委員に代わり報告します。 競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。 競売への参加目的は、駐車場用地としての利用です。 願い出内容は、議案書記載のとおりです。 現地調査は、12月23日、午前10時15分頃に行いました。 地元調査員によると、願い出人に対し調査日程等の調整のため連絡をしたところ、現地での立会に応じず、調査を拒否したとのこと。 なお、本件については、事業を実施するための資金を証明する資料が不足しており、願い出人に提出を求めたが応じないことから、農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力があると認められないため、証明不相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、報告は証明不相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明しないことに決しました。
菊地寿行委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、菊地寿行委員の報告を求めます。 議案第2号、番号1番について報告します。 農地を売買する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、12月13日、午後2時30分頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市寺子余笹橋より東へ約400メートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人の親が亡くなり、相続で土地をもらったが、農業が出来ないため、近くで耕作している譲受人に話を持ち掛け、今回の申請に至りました。 譲受人の所有する農地の利用状況は、水稻294アール、畑に白菜10アール、キャベツ7アールを作付けしており、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しています。 申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号1番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》

岡本利江委員	異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。 番号２番について、岡本利江委員の報告を求めます。 議案第２号、番号２番について報告します。 農地に使用貸借権を設定する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、１２月１５日、午前１１時頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より南西へ７００メートル、シニアセンターより南へ１００メートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、譲受人と譲渡人は親子関係にあり、譲渡人は会社員で、以前から譲受人が水田として借りており、今回貸借する話がまとまり、申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水田４２０アール、畑３００アールを耕作しており、トラクター４台、コンバイン１台、田植え機１台を所有しています。 申請地の耕作予定は、これからも水稻として耕作予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認し、番号２番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号２番について、質疑、ご意見はございますか。
議長	《特に意見なし》 無いようですので、岡本利江委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。 番号３番について、斎藤栄委員の報告を求めます。 議案第２号、番号３番について報告します。 農地に賃借権を設定する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、１２月１０日、午後１時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、塩原堆肥センターより西へ約４００メートルに位置しています。 賃借人が申請に至った経緯は、賃貸人と賃借人は親子で酪農を営んでおり、乳牛、成牛５６頭、育成牛３５頭という酪農経営です。今回の申請は経営移譲をするための申請です。 賃借人が所有する農地の利用状況は、夏作、飼料用とうもろこし、冬作、ライ麦約４ヘクタールです。 申請地の耕作予定は、夏作、飼料用とうもろこし、冬作、ライ麦です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認し、番号３番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号３番について、質疑、ご意見はございますか。
議長	《特に意見なし》 無いようですので、斎藤栄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。 番号４番について、神藤芳定委員の報告を求めます。 議案第２号、番号４番について報告します。 農地を贈与する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、１２月１３日、午前１０時３０分頃、申請地で代理人から行いました。 申請地は、那須塩原市立南小学校より西へ約８００メートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、譲受人は酪農業を営んでおり、飼料が高騰しているため、自給飼料の増産のため土地を探していたところ、申請地を知り今回の申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、３５２アールで飼料作物を栽培しており、トラクターを２台所有しています。 申請地の耕作予定は、飼料作物を耕作予定です。
神藤芳定委員	

議長	調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号4番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号4番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。
金田廣衛委員	番号1番について、金田廣衛委員の報告を求めます。 議案第3号、番号1番について報告します。 平成30年8月28日に取得した農地転用許可について事業完了とならず、承継人により計画を変更して事業を実施するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立西小学校より北へ2キロメートルに位置しています。 変更の理由は、当初計画人は、貸駐車場の造成を計画していましたが、経営悪化により契約に至らず、資金不足のため事業を遂行することが出来ませんでした。今回、承継人より運送事業のための駐車場として利用したいとの申出があり本申請に至りました。 現地調査は、12月20日、午前9時40分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
岡本利江委員	番号1番及び2番について、岡本利江委員の報告を求めます。 議案第4号、番号1番について報告します。 売買により宅地分譲として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立東小学校より北へ約300メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、現在分譲住宅事業を営んでおり、申請地付近で住宅用地が不足しているため、耕作していない農地を宅地として有効利用することで、地域の活性化を図りたいと考え、申請地に3区画の分譲住宅用地として造成、販売するための転用申請です。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に宅地分譲3区画を造成する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は自然浸透処理とします。 周囲に農地がないため、営農への影響はありません。 現地調査は、12月20日、午前10時30分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 続きまして、議案第4号、番号2番について報告します。 売買によりドッグランとして転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立西小学校より北西へ約2.5キロメートルに位置していま

	す。 申請に至った経緯は、譲受人の祖母が野菜などを作って耕作していましたが、令和３年５月に亡くなり、草刈りをしていたが、所有者の許可を得て防除シートを張り、農地であることを忘れ、犬の運動場にしようということになり、既に使用していました。今後はこのようなことがないように十分注意します。とする始末書が添付されています。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地にドッグランを造成する内容となっています。 上下水道は使用せず、雨水排水は自然浸透処理とします。 周囲に農地がないため、営農への影響はありません。 現地調査は、１２月２０日、午前９時３０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、岡本利江委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。 次に、番号２番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、岡本利江委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。
金田廣衛委員	番号３番について、金田廣衛委員の報告を求めます。 議案第４号、番号３番について報告します。 売買により駐車場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立西小学校より北へ２キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は、全国に１１９ヶ所展開する運送業社で１０００台以上の車両を保有しています。また、経営の安定を図るうえで、申請地が最適であることから、今回の申請に至ったとのこと。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に普通車６台分及び大型車２０台分の駐車場を造成する内容となっています。 上下水道は使用せず、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。 周囲に農地がないため、営農への影響はありません。
議長	現地調査は、１２月２０日、午前９時４０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。 番号３番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。
菊地寿行委員	番号４番について、菊地寿行委員の報告を求めます。 議案第４号、番号４番について報告します。 使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、北弥六公民館より北西へ約３００メートルに位置しています。

議長	申請に至った経緯は、譲受人は現在、借家に家族と３人で暮らしていますが、手狭になっており、新たな生活空間を確保し、将来、親の介護をするため、祖母に相談し所有している農地を利用して良いことになり、今回の申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上の区域内にあるので第１種農地となります。 本件は周辺地域に居住する者の日常生活上及び業務上必要な施設で既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。 雨水排水は自然浸透処理とします。 周囲にブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、１２月２３日、午前９時５０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。
岡本利江委員	番号４番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。 番号５番について、岡本利江委員の報告を求めます。
議長	議案第４号、番号５番について報告します。 売買により建築条件付き売買予定地として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、JR西那須野駅より東へ約８００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は県北地域を中心に土地建物の仲介や販売を行っていません。申請地は、JR西那須野駅に近く、通勤、通学にも便利であり、小、中学校、高校などの教育施設や、内科、歯科、整形外科などの医療機関とコンビニ、スーパーなどの商業施設なども１キロメートル圏内に立地しており、分譲住宅に最適な土地で、高い需要の見込みから、今回の転用申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール未満の区域内にあるので第２種農地となります。 本件は周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に建築条件付き売買予定地を４区画造成する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。 周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 転用に先立ち農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、１２月２０日、午前１０時２０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。
菊地寿行委員	番号５番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、岡本利江委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。 次に、議案第５号「非農地判断願いについて」を議題といたします。 番号１番について、菊地寿行委員の報告を求めます。 議案第５号、番号１番について報告します。 非農地判断の願い出です。

議長	願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市立高林小学校より南へ約５０メートルに位置しています。 現地調査は、１２月２３日、午前９時４０分頃に行いました。 願い出地の現況は山林となっております。 現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化していることから、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班ともに対象地は非農地相当として報告を終わります。 報告が終わりました。
石崎清委員	番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので菊地寿行委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については非農地とすることに決しました。 次に、議案第６号「農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）」を議題いたします。 番号１番について、石崎清委員の報告を求めます。 議案第６号、番号１番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域への編入です。 申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立青木小学校より北へ約２キロメートルに位置しています。 現地調査は、１２月２３日、午前９時２０分頃に行いました。 申出人は、農地の保全のため農用地に編入したいとのことです。 申出人の経営状況は、申出人は、数年前まで酪農を行っていましたが、現在は近所の酪農家に貸しております。 申出地の利用状況は、飼料作物、牧草、デントコーンを作付けしております。 調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎清委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、議案第７号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題いたします。
神藤芳定委員	番号１番及び２番について、神藤芳定委員の報告を求めます。 議案第７号、番号１番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立埼玉小学校より東へ約５５０メートルに位置しています。 区分変更を必要とする理由は、申出人は現在妻と子の３人で宿舎に居住しており、子供が来年小学校への入学を控えており、妻の実家近くの埼玉小学校に入学させたいとの思いがあり、学区内の住宅建築を考えていました。妻の父から土地を貸してもらえることとなり本申請に至りました。 現地調査は、１２月２３日、午前１０時１５分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は他法令との調整のうえ 許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。 続きまして、議案第７号、番号２番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

議長	変更の目的は農用地区域からの除外です。 申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、鍋掛十字路より南西へ約1.5キロメートルに位置しています。 区分変更を必要とする理由は、現在の消防詰め所は40年を経過して老朽化しているため、今回更新することとなりましたが、現在の敷地は土地所有者の同意を得ることが不可能なため、地元関係者との協議の結果、申請地が合意を得られたため選定地としました。 現地調査は、12月23日、午前10時40分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 報告が終わりました。 まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。
木下久雄委員	番号3番及び4番について、木下久雄委員の報告を求めます。 議案第7号、番号3番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立西那須野中学校より南西へ約1.5キロメートルに位置しています。 区分変更を必要とする理由は、申出人は、平成8年に申出地の隣接地に居宅兼音楽教室を建てましたが、農地とは知らずに音楽教室を利用する生徒のために、平成11年に駐車場として砂利敷を、令和5年に一部舗装にしてみました。令和5年に相続が発生したところ、申出地が農地であることが判明し今回の申請に至りました。 現地調査は、12月20日、午前9時頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 議案第7号、番号4番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、狩野公民館より南東へ約300メートルに位置しています。 区分変更を必要とする理由は、申出人は、妻と借家で生活していますが、祖父母及び両親の日々のサポートや農作業の手伝い等を考慮し、実家の隣接地に使用貸借により、新築することとし、祖父の了解を得られたので農振除外の申請に至りました。 現地調査は、12月20日、午前10時5分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木下久雄委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

槌江栄作委員
神藤芳定委員
辻野岩男委員
議長
上野農地係長

議長

槌江 栄作委員
神藤 芳定委員
辻野 岩男委員
議長

上野農地係長

議長

《特に意見なし》

無いようですので、木下久雄委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については変更相当として市長へ回答いたします。
次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

本件は、槌江栄作委員、神藤芳定委員及び辻野岩男委員と関連があり、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当しますので、3名の退室を求めます。

<退室>

事務局の説明を求めます。

議案第8号について説明します。

農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書13ページから38ページまでが「利用権設定関係」の案件で90件、合計面積は1,023,200.13平方メートルとなります。この内31ページから38ページまでの40件、320,831.73平方メートルが中間管理事業の対象となります。

続いて39ページが「所有権移転関係」の案件で2件、面積は11,514平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりでご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は原案のとおり決定しました。

ここで、槌江栄作委員、神藤芳定委員及び辻野岩男委員の入室を求めます。

<入室>

次に、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市が作成する農地利用集積等促進計画案の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議案第9号について説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画案は、農業委員会の決定を経て市長が作成するとなっていることから協議があったものです。

議案書40ページの2件、合計面積が13,975平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりでご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第9号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第10号「那須塩原市農作業標準料金について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

織田局長補佐	それでは、追加資料の議案第10号那須塩原市農作業標準料金について、御説明いたします。 当議案につきましては、毎年、農作業標準料金を定めておりますが、来年度令和7年度分について、御審議をいただくものです。 農業委員からの御意見や農作業標準料金検討委員会で検討した結果、令和7年度の料金は、5パーセント値上げとしました。根拠としては、10年前と比較した燃料や資材価格の値上げ率、また、最低賃金の値上げ率が約5パーセントとなっているためです。また、農作業一般については10月に最低賃金の改定があったため、栃木県の最低賃金1,004円としました。作業項目については稲作のドローンによる薬剤散布を追加しました。 農作業標準料金表の改定につきましては、10月に農業委員、関係団体あてに意見照会を実施しまして、運営委員会、全員協議会において意見照会の結果報告と料金改定の要否の協議をしていただきました。11月に運営委員会と検討委員会において改定案の検討をいただきました。12月の運営委員会において改定案の承認をいただいております。 令和7年度的那須塩原市農作業標準料金につきまして、この内容で決定いただきたく、御審議をお願いいたします。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりでご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第10号は原案のとおり決定しました。 次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
上野農地係長	追加資料の43ページをご覧ください。 県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の意見答申があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、11月中に4条関係が1件、5条関係が2件で、即日許可及び他法令と同日許可としております。以上です。
議長	報告が終わりました。 このことについて、ご意見ございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。 次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	本日お配りした追加資料44ページをご覧ください。 この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。11月の届出の状況につきまして御報告するものです。 11月は相続を原因とした権利移動の届出を7件受理いたしました。いずれも相続後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。
議長	報告が終わりました。 このことについて、ご意見ございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。 以上で全ての議事が終了いたしました。 慎重にご審議いただきありがとうございます。 これをもって、那須塩原市農業委員会第18回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

2 番

議席番号

4 番
